

紹介状をお持ちでない場合の選定療養費について

本院は、高度な医療ならびに専門性の高い特殊な医療を提供する「特定機能病院」です。初めて受診される患者の皆さまには、原則、かかりつけ医または、他の医療機関からの紹介状が必要です。

紹介状がない場合は、初診料とは別に「紹介状なし負担額（選定療養費）」として以下のとおり負担していただくことになります。

医科 13,200円（税込）

歯科 5,500円（税込）

また、再診時においても、病状が安定し本院からかかりつけ医へ逆紹介を行ったにもかかわらず、引き続き本院を受診した場合は、再診料とは別に以下のとおり負担していただくことになります。

医科 3,300円（税込）

歯科 2,090円（税込）

ただし、救急車で搬送された方及び公費負担医療制度の適用を受けられる方は、紹介状をお持ちでなくてもご負担の対象とはなりません。

（乳幼児医療・ひとり親家庭等医療・こども医療はご負担の対象です）

医科と歯科を別々に紹介状をお持ちでなく受診（初診の場合）された場合には、それぞれで選定療養費として別途料金が必要となります。

岡山大学病院

令和6年2月1日現在